

赤ちゃんに対して10万円を給付！

御嵩町新型コロナウイルス感染症対策

御嵩町新生児特別給付金

御嵩町では、新型コロナウイルス感染症対策として、子どもを養育する保護者の経済的な負担を軽減し、安心して生み育てられる環境づくりを支援するため国の特別定額給付金事業の基準日の翌日以降に生まれた子どもを対象に、御嵩町独自の給付金として10万円を支給します。

■対象となる子ども(支給対象児)

次の2点を満たす子ども

- ① 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた子ども
- ② 御嵩町に住民票がある子ども(令和3年4月30日までに登録が必要)

※他市町村で同様の給付金を受給された方は対象外となります。

■給付金の支給を受ける方(支給対象者)

次の3点を満たす方

- ① 支給対象児の保護者
- ② 御嵩町に住民票がある方(令和3年4月30日までに登録が必要)
- ③ 給付金を受け取った後も引き続き御嵩町に居住する意思のある方

■支給額

支給対象児1人につき10万円

■支給の手続きなど

御嵩町新生児特別給付金口座登録等の届出書を提出して下さい。
順次指定された口座へ振込します。

※給付金を拒否される方は、御嵩町新生児特別給付金
受給拒否の届出書を提出して下さい。

■届け出の期限

令和3年4月30日まで

■お問い合わせ

御嵩町役場 住民環境課 ふれあい住民係 ☎0574-67-2111(内線2102)

